

尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市補助金等交付規則（平成9年規則第15号）に定めるもののほか、市が交付する省エネエアコン購入促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている生活者に対し、省エネルギー（以下「省エネ」という。）性能の高いエアコンディショナー（以下「エアコン」という。）の購入又は買換えの際の費用を補助することで、家庭におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、家庭からの温室効果ガスの排出量の削減及び熱中症対策に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) トップランナー制度 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第149条第1項及び第2項の規定に基づき定められた、特定エネルギー消費機器に係るエネルギー消費性能等の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項に基づき、現に市場において最も優れたエネルギー消費効率を基準として、機器ごとにエネルギー消費効率の基準を定める制度

(2) 省エネエアコン トップランナー制度の省エネ基準を満たすエアコン
(補助対象事業)

第4条 この補助金の補助対象事業の名称及び概要は、次の表に定めるとおりとする。

名称	概要
省エネエアコン購入事業	市内の販売店又は事業所（以下「市内の販売店等」という。）にて購入した補助対象エアコンを、居住する市内の住宅に設置する事業
省エネエアコン買換え事業	居宅に設置している既存のエアコンを、市内の販売店等にて補助対象エアコンに買い換え、居住する市内の住宅に設置する事業

(補助対象者)

第5条 この補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税の滞納がない者

- (3) 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第2号に定める暴力団員及び尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する要綱第2条第4号に定める暴力団関係者に該当しない者
（補助対象エアコン）

第6条 この補助金の対象となるエアコンは、次の各号のいずれにも該当するエアコンとする。

- (1) トップランナー制度の省エネ基準を満たす製品であること。
- (2) 市内の販売店等にて購入したものであること。
- (3) 未使用品であり、リース品又は中古品でないこと。
- (4) 令和8年4月1日以降に購入し、同年12月18日までに設置したものであること。
- (5) 自ら居住する市内の住宅に設置したものであること。
- (6) 本体価格（消費税及び地方消費税を除く。）が6万円以上であること。
- (7) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け、購入したものでないこと。

2 補助対象エアコンに対する補助金の申請は、1世帯につき1台1回限りとする。

（補助金の額）

第7条 この要綱により交付する補助金の額は、一律3万円とする。

（交付申請）

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和8年12月18日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象エアコンの購入に係る領収書又はレシートの写し（購入日、購入した市内の販売店等の名称、購入製品名又は購入製品の型番及び省エネエアコン本体の購入費用が記載されているもの）
- (2) メーカー又は市内の販売店等が発行した補助対象エアコンの保証書の写し（購入製品の型番・製造番号が記載されているもの）
- (3) エアコンの設置状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に規定する書類は、補助対象エアコンを購入した市内の販売店等において発行された尾張旭市省エネエアコン販売証明書（第2号様式）をもって代えることができる。

3 市長は、補助金の交付申請の総額が予算の範囲を超えるときは、当該予算

の範囲を超える日をもって、交付申請の受付を終了するものとする。この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったとき（郵送の場合は、当日消印有効）は、当該交付申請を行った者について抽選を行い、予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

（交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたとときは、補助金の交付決定を行い、尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、第7条に規定する補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第13条 補助事業により取得したエアコンを、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、当該エアコンを取得した日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間を経過した場合又は市長が認める場合は、この限りでない。

(協力)

第14条 市長は、必要があるときは、交付決定者に対し、補助対象エアコンの使用等に関する調査その他の協力を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条から第14条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

第1号様式（第8条関係）

尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

尾張旭市長 殿

〒

申請者 住所 _____
(ふりがな)
 氏名 _____
 電話 _____

尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

本申請の審査に対し、申請者及び申請者の世帯に属する全ての者の住民基本台帳を閲覧することについて承諾します。

また、申請者の市税の納付状況を調査することについて承諾します。

設置場所	尾張旭市		
新設・買換	<input type="checkbox"/> 新規設置 <input type="checkbox"/> 買換え		
メーカー名			
型番		製造番号	
購入日	令和8年 月 日	設置日	令和8年 月 日
交付申請額	金 30,000円		
添付書類 <input type="checkbox"/> に✓を記入	<input type="checkbox"/> 領収書又はレシートの写し又は販売証明書（第2号様式） （購入日、購入した販売店等、購入製品名又は型番、エアコン本体の購入費用が記載されている） <input type="checkbox"/> メーカー又は販売店等の保証書の写し （購入製品の型番・製造番号が記載されている） <input type="checkbox"/> 設置状況が分かる写真 ※設置場所を記載（例：1階リビング）		

（裏面に続く）

交付申請の同意・誓約事項（□に✓を記入）

内容
<input type="checkbox"/> 購入製品は、トップランナー制度の省エネ基準を満たす緑色のラベルの表示がある（省エネ基準達成率が100%以上である）。
<input type="checkbox"/> 購入製品は、市内の販売店又は事業所にて購入したものである。 ※インターネット販売や市外の販売店等で購入したものではない
<input type="checkbox"/> 購入製品は、新品の未使用品である。 ※中古品やリース・レンタルにより設置したものではない
<input type="checkbox"/> 令和8年4月1日以降に購入し、令和8年12月18日までに設置が完了したものである。
<input type="checkbox"/> 購入製品は、自ら居住する市内の住宅に設置したものである。 ※店舗や事務所等に設置したものではない
<input type="checkbox"/> 本申請は1世帯につき1台1回限りとする。
<input type="checkbox"/> 申請書に必要な添付書類を同封している。
<input type="checkbox"/> 市が調査等（設置場所への入室等）を依頼した場合、協力する。

尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

請求金額	金 30,000円
------	-----------

振込先（□に✓を記入）

金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協		<input type="checkbox"/> 支店	
	<input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 金庫		<input type="checkbox"/> 出張所	
①銀行等 ※ゆうちょ銀行以外	預金の種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		
	口座番号			
②ゆうちょ銀行	記号番号	1		0
ふりがな				
口座名義人 (申請者本人名義)				

→①、②どちらかの口座情報を選択して記入

第2号様式（第8条関係）

尾張旭市省エネエアコン販売証明書

年 月 日

購入者氏名 _____

次の事項につきまして、省エネエアコン販売証明書への記入をお願いします。

（販売店情報）

住所	
販売店名	
電話番号	
担当者	

※ 販売した販売店が記入してください。（ゴム印可）

尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり対象エアコンを販売したことを証明します。

記

販売日	年 月 日
メーカー名	
型番	
製造番号	
本体価格 ※税抜き	円

第3号様式（第9条関係）

尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金について、次のとおり交付することに決定しましたので、尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

1 受付番号

2 交付決定額

金30,000円

3 その他

補助金は、概ね1か月で、交付申請書に記入された口座に振り込みます。
また、振込に係る通知はしませんので、通帳記入等で御確認ください。

第4号様式（第9条関係）

尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金については、不交付とすることを決定しましたので、尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 受付番号

2 不交付の理由

第5号様式（第11条関係）

尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

尾張旭市長 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定をした尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金について、尾張旭市省エネエアコン購入促進事業補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

- 1 受付番号
- 2 既補助金交付決定額
- 3 補助金交付決定取消額
- 4 取消しの理由